

平成20年10月20日

福崎町発注工事における最低制限価格の設定方法の見直しについて（お知らせ）

当町では、これまでも町発注の工事においては、最低制限価格を設定することにより、極端な安値受注を排除し、品質の確保を図ってきたところですが、全国的に公共工事が減少するなか、落札率が低下傾向にあり、最低制限価格付近での競争が増加するなど、低価格入札が増加しています。このような状況が今後も継続した場合には、企業経営への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せなどにより工事の品質低下につながるリスクの増大等が懸念されることから、これらを総合的に勘案し、最低制限価格の設定水準を数%程度引き上げることとします。

・実施時期

平成20年11月1日以降に執行する入札分から実施します。

・公表

最低制限価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とします。